

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和8年2月4日(水)			
会議時間	開会	午後1時00分	閉会	午後 時 分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 佐藤幸淑		副委員長 千葉幸男	
	委員 皆川千秋		委員 千葉 誠	
	委員 猪股 晃		委員 千葉 栄生	
	委員 岩 渕 優		委員 門 馬 功	
	委員 小野寺 道雄			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	菊池主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長ほか6名			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	<p>所管事務調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いちのせきジェンダー平等推進プラン(第5次いちのせき男女共同参画プラン)の策定について ・第2期一関市スポーツ推進計画の策定について ・一関市総合体育館施設改修(特定天井改修)について 			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和8年2月4日

(開会 午後0時59分)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席でございますので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局からまちづくり推進部長の出席を求めたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長の出席を求めることといたします。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、いちのせきジェンダー平等推進プラン(第5次いちのせき男女共同参画プラン)の策定についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長: 本日はお忙しいところ、当部からの3つの案件について説明の時間をいただきましてありがとうございます。

最初に、いちのせきジェンダー平等推進プランについて説明をさせていただきます。

資料、概要版で説明をさせていただきます。

それでは、概要版の左上になりますが、第1章のプランの概要についてであります。

このプランの策定の趣旨であります。現在、第4次いちのせき男女共同参画プランがありますが、こちらは、令和7年度をもって計画期間が終了いたします。

このため、本市として、ジェンダー平等の推進と男女共同参画の実現に向けた施策の方向性を明らかにし、行政や関係機関が取り組む際の基本指針とするため、新たなプランを策定しようとするものであります。

また、性の在り方が多様化する中で、男女共同参画という言葉の捉え方にも変化が見られてきております。

こうした状況を踏まえ、第5次プランでは、名称をいちのせきジェンダー平等推進プランへ変更しようとするものであります。

続いて、2のプランの性格及び位置づけになりますが、本プランは、総合計画を上位計画とし、ジェンダー平等に対する施策や事業を具体的に示す個別計画になります。

あわせて、男女共同参画社会基本法のほか、女性活躍推進法、DV防止法、そして困難女性支援法に基づく市町村の基本計画として位置づけるものであります。

プランの期間であります。令和8年度から令和12年度までの5年間です。

それからSDGsを踏まえた取組ですが、SDGsが掲げる誰一人と取り残さないという理念を踏まえ、17の目標の一つではありますジェンダー平等の実現など関連する目標と連動させながら、ジェンダー平等の推進に向けた施策、各種施策を進めていくこととしております。

その以下の内容については、いきがづくり課長から説明させていただきます。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：それでは、第2章、市のジェンダー平等の現状、これまでの取組と課題から、私から説明をさせていただきます。

まず、本市におけるジェンダー平等の現状についてです。

本市の人口ビジョンによりますと、宮城県や東京圏への女性の転出超過が続いており、若者や女性がこの地域で暮らしたいと思える環境づくりが求められております。

また、毎年度実施しております市民意識調査では、依然として男性を優遇する傾向が根強く残っており、家庭や地域職場における固定的な性別役割分担意識が課題として挙げられます。

一方で、若い世代ほど家事や育児を夫婦や家族で協力して行う意識が高まっている傾向にあります。

また、DV防止法の認知度は9割を超えており、LGBTQ+に関する認知度も7割を超えるなど多様性に対する理解が広がっております。

続いて、これまでの取組による成果です。

第4次男女共同参画プランでは、意識啓発、個性と能力の尊重、女性の活躍支援、仕事と生活の調和の推進、DVやハラスメントの根絶などの施策を展開してまいりました。

その結果、男女共同参画サポーターの認定者数、中学校での人権啓発事業の実施回数、DV防止法の認知度の指標で目標を達成したところでございます。

プランの策定に当たりましては、若者、市内企業、地域協働体の皆様を対象にワークショップを開催し、多様な御意見をいただきました。

またこのほか、市民意識調査の実施、市民や有識者で構成する男女共同参画推進プラン講話会を5回開催し、素案の検討を行ったほか、専門家による講演会も開催してきております。

また現在、令和8年2月8日までの期間でパブリックコメントを実施しているところでございます。

素案の検討に当たりましては、ジェンダー平等を巡る課題を、ジェンダー平等の意識を高めること、地域の担い手確保と多世代・多様な人材の活躍推進、意思決定の場への女性参画の拡大などと整理したところでございます。

続いて、第3章について御説明いたします。

本プランの基本理念は、これまでは誰もが互いに認め合い、支え合い、一人一人が輝

くまちづくりでしたが、総合計画に掲げる本市の将来像を踏まえ、互いの違いを認め合い、支え合い、誰もが可能性を発揮できるまちづくりに変更いたしました。

この理念の下、3つの基本目標を掲げております。

1つ目は、ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進です。

地域全体で意識改革を進めるとともに、ジェンダー平等の意識と物事を捉える視点であるジェンダーレンズを身につけられるよう、啓発活動を進めてまいります。

2つ目は、個性を尊重し、誰もが能力を発揮できる地域社会の構築です。

若者や女性が、この地域で自分らしく働き、暮らしたいと思える環境づくりを進め、柔軟な働き方やキャリア支援、登用の機会を広げてまいります。

3つ目は、誰もが安心して生活できる環境づくりです。

ワーク・ライフ・バランスの推進、DV防止、防災分野での女性参画など、安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

続いて第4章になりますが、これらの基本目標を実現するための施策を体系的に整理をしております。

3つの基本目標を達成するために、7つの施策の方向性とその基本政策を記載しております。

施策の方向性、(1)ジェンダー平等の意識を高めるでは、各世代でのジェンダー平等に関する啓発などに取り組みます。

次の2、(1)個性と能力を認め合い、多様性を尊重するでは、固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消などに取り組みます。

(2)女性の活躍支援と意思決定への参画拡大では、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などに取り組みます。

(3)若者・女性が活躍でき、暮らしやすい環境づくりについては、今回の施策の方向性に追加した項目になります。

国や岩手県のプランにおいても、若者・女性の地域からの流出が課題とされており、その背景には、ジェンダーギャップの存在が指摘されております。

本市においても、若者・女性の転出超過が続いていることから、若者・女性がこの地域で働きたい、暮らしたいと思える環境づくりが重要であり、新たに追加しました。

基本施策としては、若者・女性に魅力ある環境づくりに取り組みます。

3の(1)、仕事と生活の調和の実現では、男性の家事・子育て・介護、地域社会などへの参加促進に取り組みます。

(2)暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現では、暴力をなくすための教育の充実などに取り組みます。

(3)防災におけるジェンダー平等の推進についても、今回追加した項目になります。

こちらについては、国の男女共同参画基本計画などで、避難所運営や災害対応における女性参画の不足が課題として示されており、追加したところがございます。

基本施策として、防災・災害復旧時における意思決定過程への女性の参画拡大などに取り組みます。

2の重点施策については、(1)として、各世代でのジェンダー平等に関する啓発、(2)個性の尊重と多様性への理解の促進、(3)政策や方針決定過程への女性の参画拡大、(4)

若者・女性に魅力のある環境づくり、こちらについては、今回追加した項目となります。

以上の4つを重点施策として掲げ、計画期間中に特に力を入れて推進してまいりたいと考えております。

主な指標については11項目となっております、このうち、(7)若者・女性を対象としたジェンダー平等に関するワークショップ等の開催回数、(9)現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思う人の割合、(11)消防・防災セミナー指導者の女性リーダー認定者数については、今回追加した項目になります。

最後に、第5章、プランの推進についてです。

本プランの推進に当たっては、男女共同参画プラン推進懇話会及び庁内の男女共同参画推進本部会議において、進捗状況の確認、検証、評価を行い、PDCAサイクルにより、プランの着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

いちのせきジェンダー平等推進プランの概要の説明は、以上であります。

委員長：当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

猪股委員。

猪股委員：今、御説明があった主な指標の関係についてお伺いいたします。

ここに、設定根拠、第4次プランの目標値の達成を目指すとしているのですけれども、第4次プランの目標値という、何が設定根拠になっているのか、第3次があって、その繰り返しなのかと、目標値設定の設定根拠が、私としては説明が少し不足するようなどころがあると思うので、それに対する所見をお願いしたいと思いますし、それから、例えば、(1)の割合とか、17.1%が5年後の令和12年度に50%以上になるのかと、私としては思うわけです。

多分、第4次プランから持ってきて、5年間の中でどのくらい増えたものかと考えると、よっぽど何かやらないと上がらないのではないかなと思うのですけれども、この目標設定の仕方と、安易に全プランの目標数値を設定根拠としていることに少し違和感を覚えて、もうちょっと現実的、何というか、ここまで目指すというような、根拠のあるものを示したほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、所見を伺います。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：確かに、第4次プランの目標値の達成を目指すというところが多くなっているところがございますけれども、こちらについては、ちなみに第4次プランの現在の指標の達成状況を申し上げますと、先ほど3つ挙げました項目のみとなっております、またそのほかに、指標が達成されたという部分で言いますと、LGBTの割合などについては、前回、61.3%が70.7%になったという部分で、実際、そのほかについては、例えば、社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合というのが、令和元年度については21.2%、プランの最初のときの現状値だったのでございますけれども、実質は今回の令和7年度の状況ですと、14%とむしろ下がっているような目標となっております。

こちらについては、設定の考え方といたしましては、やはりまずは第4次プランの設定を、目標を目指すというようなことで設定をしたところでございます。

あとはただ現実的な数値と言われましても、なかなか厳しい部分があるというのは重々承知しておりますけれども、ちょっとそこが実際の実情に合った数字を目指すか、それとも、どちらかと言うと、あくまでも啓発の目標として、高い目標を掲げて取り組んだほうがよいのではないかとということで設定したところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：ちょっと苦しいかと思うのですけれども、例えば、国で示されている指標があるのであれば、それを基に、そこを目指して頑張るといふようなことなのでしょうけれども、ちょっと独自の設定なのか、もともと何か国で示された目標値みたいなものがあるのかというのが、私もよく分からないところがあるのですけれども、もうちょっとその辺の設定根拠としての理屈づけを明確にさせていただくとよろしいのではないかとということで、私の意見でございます。

委員長：小野寺いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：参考までに、先ほど、国の指標ということでしたけれども、社会通念、慣習、しきたりで、男女が平等だと思ふ人の割合については、国でも、一応、50%以上を目指すということにしておりますので、そういったこともありましてであります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：であれば、設定根拠をそういうような表現にさせていただくほうがいいかと思います。

委員長：小野寺いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：承知しました。

委員長：よろしいですか。←ここから修正

これちょっと確認なのですけれども、これ、今回、概要版ということなのですが、今、猪股委員がちょっとおっしゃられていたの、ちょっとあれなのですけれども、この概要版には、現状値、R6年の現状値の数字なのですが、この設定根拠の第4次プランの目標値達成を目指す、これ、第4次プランの目標がどうであって、それで、今回、こういう目標にしますというのは、概要版ではない、きちっとしたこの平等推進プランの中に織り込まさっているものなのですか。

小野寺いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：こちらについては、38ページ、本プランの本編の38ページに、第4次プラ

ンの目標としては記載はされてはおりませんが、例えば、第4次プランの目標値を目指すということであれば、令和12年度を50%以上、同じ数字を域しているといえますか、という記載になります。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：補足になりますが、今、資料は、概要版についても、本編も、やはりその第4次プランの目標値を達成を目指すというような表現にしているので、ちょっとこの辺は、猪股委員からの御意見があったように、少し表現を改めさせていただきたいと思えます。

ただし、考え方とすれば、国の目標であったり、それから、第4次の達成できなかったものは、次のこのプランの中で達成していこうというような考え方をさせていただいていますので、ちょっと表現の仕方は、これから直させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

委員長：分かりました。

猪股委員、よろしいですか。

猪股委員：はい。

委員長：千葉誠委員。

千葉（誠）委員：さっきの質疑の続きになるかもしれませんが、第2章の2番の成果というところです。

さっきのお話にもありましたけれども、3つ目標値を達成したということで書いていますけれども、ちょっとその件、前回のプランの目標と結果というところですかね、もうちょっとどういうことをして、どういう結果だったかという詳細をちょっと見ないと、それが本当によかったのかどうなのかという判断もちょっとできないのですけれども、その辺をもしよければ出してもらいたいと思えます。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：前回の指標の達成状況につきましては、本文の19ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、達成した項目につきましては、1の(2)男女共同参画のサポーター認定者数でございます。

こちらは、目標値、令和7年度で90人を目指すということでございましたが、92人ということで目標達成いたしました。

こちらについては、市のホームページですとかそういったので、サポーターの受講者などを周知したことがつながったと考えておりますし、あと一つ下の中学校を対象とし

た人権啓発事業の実施回数であります。

こちらは、7年度はまだ数字は出ておりませんが、令和6年度時点で、既に60回というような目標を達成しております、こちらは、中学校においても人権教育などが積極的に実施されたということが目標達成につながっております。

また、DVやハラスメントをなくすということについては、下から2つ目になりますけれども、こちらが目標90%に対して90.8%ということで、こちらについては、市民向けのリーフレットですとか、担当課と協力いたしまして、公共施設における啓発活動などを実施した結果と捉えております。

また一方、例えば、先ほどもお話が出ました、社会通念、慣習、しきたりで、男女平等だと思ふ人の割合などについては、こちらについても、市民意識調査というのを、毎年、実施しております、その傾向を見ますと、年齢別で見ますと、高齢の男性が、高齢の方が意識が低いというような傾向が見られるということで、令和6年度、7年度については、例えば、市民センターの共通取組で、男女共同参画について取り組みましようというようなことで啓発をいたしまして、男女共同参画のサポーターの方々にも協力いただいて、出前講座などを開催して実施をしているところですが、なかなかちよっとそれが数字に表れていないというような状況であります。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員: 本文というか、共同プランの概要版ではないほうに書いてある19ページの数字と、三十何ページでしたっけな、その数字が違うのですけれども、ここで言えば、社会通念の現状値、令和7年度、14って書いてあるのに対して、三十何ページは17となっているのですが、そのこの違いというのは何で違うのでしょうか。

委員長 : 横山いきがいつくり係長。

いきがいつくり係長: 今の御質問について説明をいたします。

19ページの令和7年度、一番上のところの項目の名前ですけれども、令和7年度の下に括弧で令和6年度というようになっております。

この下の数字につきましては、令和7年度の数字については、括弧のない数字、括弧のついている数字は、令和6年度の数値というような形で整理をしているところであります。

分かりにくい表現で申し訳ございません。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員: 確認させてもらいますけれども、(3)のこの(60)って書いているのが、令和6年度の数字ということですか。

委員長 : 横山いきがいつくり係長。

いきがづくり係長：そうです。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：括弧のないところは令和7年度の数字が書いてあり、三十何ページは令和6年度の現状値ということで理解してよろしいということで、分かりました。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：現在のサポーターの認定数について、男女別というのは、現状ではどうなっているのか、目標の場合、男女の割合というのは目標にあるのか、それは関係なく目標を定めているのか、その辺を確認したいと思います。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

小いきがづくり課長：こちらのサポーターの男女別につきましては、現在、数字は押さえていない、総数しか押さえてないような状況であります。

こちらについては、特に男性、男性が増やすですとか、そういったような割合をどうかというような目標というのは特には定めてはおりませんが、こちらとしては、男女平等に増えていけばいいかなと考えております。

委員長：横山いきがづくり係長。

いきがづくり係長：令和7年度までの数値を整理しておりました。

総数92に対しまして、女性が71、男性が21というようになっております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：それに対して、例えば、5050にするとかというのは、特に目標等はしてないという捉え方でよろしいですか。

委員長：横山いきがづくり係長。

いきがづくり係長：はい、そのとおりでございますが、男性が少ないということがございますので、できるだけ増やしてはいきたいなとは考えておりますが、特に目標としては定めておりません。

委員長：岩淵委員。

岩渕委員：一つだけちょっと教えてほしいのですけれども、概要版の第2章の市のジェンダー平等の現状、これまでの取組と課題ってありまして、1番目に、ジェンダー平等の現状、(1)一関市人口ビジョン、矢印があって、宮城県や東京圏への女性の転出超過数が多いって、こうあります。

ある識者から言わせると、やはりこここのところが非常にこれからの地方創生と申しますか、地域づくりで大きなポイントになると言われている方もいらっしゃるのですが、この多いのは分かりました。

超過が多いのは分かりましたけれども、この超過に対して、どうするのというのというのはどこにあるのですか。

ちょっとそこを教えてください。

委員長：横山いきがづくり係長。

いきがづくり係長：この転出超過の原因が、では男女平等の部分が原因なのかということについての調査までは行ってはいないところです。

それだけが原因というようには言えるものではないというように思っていますが、実際に豊岡市の先進的な地域では、そういった固定的な性別のルールを、その部分について、地方の女性がとどまらない原因になっているというような分析をなされているところですので、そういった部分を解消していくことで、この転出超過数が、ある程度、減っていくということを期待はしています。

では、これに向けて何をするかということですが、まず、これに向けての具体策としましては、まずは、若者や女性を対象としたワークショップなどで意見を聞いていくということを行いたいと考えておりますし、それから、職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進である保育サービスの充実など、安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでいきたいというように考えております。

さらに、審議会や地域活動への参画を促すなど、若者・女性の意見がまちづくりに反映される機会の拡大にも取り組んでまいりますし、こういった取組を通じまして、若者・女性活躍し、安心して暮らせる地域づくりを、このプランに基づいて進めていきたいというように考えております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：今、御説明いただいたワークショップ等の開催回数の前に、一つ前にお話しされたやつをもう一回ちょっといいですか。

その後かな、ワークショップをやります。

その後、何か職場云々とかおっしゃいましたよね。

そこを、もう一度、ちょっと。

いきがづくり係長：職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進ということに取り組んでいきたいと思っております。

これは、もう少し申し上げれば、各企業と協力して進めていければというように思っています。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そのワーク・ライフ・バランス云々の取組の話ですけれども、それって、どこに書いてあるのですか。

本編にあるのですかね。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：こちらについては、概要版で言いますと、第4章の3、施策の方向性は、(1)仕事と生活の調和ということになりますし、あとは、本編で言いますと、36ページになります。

こちらですと、例えば、男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進ということで、それにつながる主な取組などを代表的なものを記載しているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：ここの、何ですかね、転出超過のところはもうちょっと深掘りして、もうちょっとこう何か色濃くしていったほうが、私はせっかくこの、これ、5年間ですよ。

途中で見直して、多分ほとんどないですよ。

今回、つくれば、5年後ですよという話ではないですか。

そうしたときに、ここのところ、ここのこのところというのは、せっかく第2章で、宮城県や東京圏への女性の転出超過数が多いということのをせっかくうたっているのですから、ここのところはもうちょっと深掘りしてですね、講師、先生の何かお話を聞いたと聞いておりますので、何かこのやったほうがいいっておかしいですが、ぜひやるべきではないかなと思います。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：非常にありがたい御意見だというように思います。

今回、このプランは、市がやるものだけではなくて、こういうような市全体として、こういうような考え方でいきましょうねというようなものを示したものだということにはなりますので、これを、あとどうかみ砕いて、事業を実施していくかというのは、やはりこれからの担当課が基本となるとはいきがづくり課になりますけれども、では、どうやって旗を振っていくかというようなことになるかと思っておりますので、今、いただいた御意見を参考にしながら、取組を考えながら進めてまいりたいというように思います。

ありがとうございます。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：ちょっと概要版のところで、暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現という中の基本施策の中で、困難な問題を抱える女性に対する相談体制の強化というようにうたっているのですけれども、現状の強化体制等、相談体制等、どのような強化を図るといような計画なのか、その辺のイメージについてちょっと教えていただきたいと思います。

委員長　：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：こちらの困難な問題を抱える女性への対応という部分につきましては、こちらは、令和6年度に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というものが新たに制定されました。

これを受けまして、市町村としての具体的に実施することといたしましては、従来から行っております相談体制の充実などが挙げられておりますので、こちらについては、引き続き、相談窓口の周知であったり、関係機関との連携、そういったこと辺りなどを改めて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：現状の相談体制というのは、どのようになっていますか。

委員長　：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：現状ですと、まず、子ども家庭支援員などもございますし、そちらは7人配置されておまして、児童虐待などの相談対応を行っておりますし、あと婦人女性相談員、支援相談員が2人おまして、こちらはDVなどの被害者に対しての助言のほか、そういった相談に対応しているところでございます。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：所管の部下というか、ところが窓口になっているのかどうか。

委員長　：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：こちらについては、健康子ども部が所管になっております。

市では、そういう所管については、健康子ども部でしているけれども、そのほか、男女共同参画推進センターなどでも、そういった個別の相談なども受けているところでございます。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうすると、そこが、健康こども部で、DVとかハセメントの相談窓口になっていると、それは、市には、十分、周知しているというか、承知している状況になるのだからどうかというところがちょっと私もあんまり勉強不足で見えなかったのですけれど、・・・。

窓口の周知体制。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：では、本文の19ページをちょっと御覧いただきたいと思います。

こちらについて、前回のプランの主な指標の達成状況ということで、その指標の一つに、配偶者等からの暴力に関する支援の相談件数というのがございます。

こちらについては、現状値を10%減という目標にしておりましたが、実際には、令和6年度時点では、205件と相談がかなり増えております。

こちらについては、そういったような事案が発生しているという現状もありますけれども、そういう相談窓口の周知が一定程度は図られているという意味合いも、側面もあるのかなということで、相談体制が周知されていることによって、相談の増につながっているという部分も捉えることができるかと考えております。

委員長：周知方法を、今、質問されていると思うのですが、こういった内容で周知されているのですか。

小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：こちらについては、市ホームページですとか、あとは公共施設などでの表示などで周知をしているところであります。

委員長：皆川千秋委員。

皆川委員：せっかくこのアンケート取られましたよね。

こちらで、18歳以上80歳未満の市民を対象に性別年代ごとにということで抽出して回答された方ということで回答率ということになっているのですが、こちらを見ますと、これって何か、私の思いなのですかけれども、これって、男女差というのってありましたか。

男女、みんな、多分、これは、男性、女性をまとめて、これってパーセンテージに出されているかと思うのですが、あなたはそういうように思いますかということで、これぐらいやれば、やったことというのと、これはやってないって、何て言うのでしょうか、それぞれ性別によって差は出たのかなというのが、ちょっと私、個人的にすごく気になりまして、そもそものその男女のどこまでを家庭の仕事としてやったりとか、し

きたりとか、社会通念に関しても、男女比というものが、特にこれ、反映はされていないけれども、その点はどうだったのかなというのが。

委員長：小野寺いきがづくり課長。

いきがづくり課長：こちらについては、本文には、アンケート結果の一部ということでは載せておりますが、実際、アンケート調査の結果の全文についてはホームページで載せているところですが、その中で、男女別の集計についても取っております。

こちらについては、例えば、社会全体で見た場合には、男女の地位が平等になっていると思いますかという、それぞれの主観での問いかけということにはなっておりますけれども、一応、傾向としましては、どちらかと言うと、男性、女性とも、相手の性別を優遇している。

例えば、男性であれば、女性が優遇されているという割合が高く、女性であれば、男性の方が優遇されているという割合が、それぞれの各項目にも表れてはおりますけれども、トータルで見ますと、やはりおおむねこの傾向としては、同じ傾向というようになっています。

総数と、大体、比例するような、どちらもですが、僅かながら、率を比較しますと、やはりそれぞれ相手の性別が優遇されているのではないかって思う人が高いというような傾向が見られるということでございます。

委員長：そのほかございますか。

なければ、質疑を終わります。

以上で、いちのせきジェンダー平等推進プラン（第5次いちのせき男女共同参画プラン）の策定についての調査を終わります。

次に、第2期一関市スポーツ推進計画の策定についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：それでは、次に、第2期一関市スポーツ推進計画についての策定について御説明申し上げます。

こちら、概要版で説明をさせていただきますが、こちらの左上になりますが、計画の概要とあります。

まず、2のところになりますが、計画の位置づけになりますけれども、一関市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法において、各自治体による計画策定が努力義務とされている地方スポーツ推進計画であります。

これは、一関市総合計画を上位計画として、本市のスポーツ推進施策を定める個別計画として定めるものであります。

こちら、現行の計画が令和7年度までだというようなことで、令和8年度から12年度までの5年間の計画を定めようとするものであります。

また、この計画案の策定に当たりましては、昨年5月に、一関市スポーツ推進審議

会という組織がありますが、そちらへ諮問を行い、その審議会で御審議いただき、先月だから1月ですね、今年の1月28日に、その内容を市長に計画案という形で答申をいただいた内容になります。

では、本計画の説明を、これからスポーツ振興課長から説明をさせていただきます。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：それでは、私から概要版に沿って説明をさせていただきます。

左上、第1章、計画の概要であります。

今、大体、まちづくり推進部長が申し上げたとおりでございますけれども、こちらの4番でありますけれども、本計画におけるスポーツの定義でございますが、本計画では競技スポーツだけではなく、健康や体力づくりを意識しながら行う身体活動もスポーツとして定義しているものでございます。

次に、第2章、本市のスポーツを取り巻く現状と課題を御覧ください。

本計画案の策定に当たりまして、市民アンケート調査を実施するとともに各地域のスポーツに関わる関係者の方々とのワークショップ、スポーツ協会、種目別競技協会、スポーツ推進委員、観光協会などと懇談会を実施いたしまして、本市のスポーツの現状と課題の把握を行いました。

市民アンケート調査からは、市民のスポーツ実施率が、前回の計画策定時の調査、令和2年になりますけれども、そちらから下がっていること、スポーツをしない年齢層が30代から50代において特に低い傾向であることなどが分かりました。

また市民が市に求める施策といたしまして、各世代に対応したスポーツ活動の推進や気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催を求める声が多くあったところであります。

各団体との懇談会におきましては、競技人口の減少や指導者不足による競技スポーツの衰退、会員数減少による組織の弱体化を懸念する声が寄せられたところであります。

また、観光協会からは、スポーツ合宿誘致はどこの市町村でも行っているの、今後は本市の独自性を生かした取組が必要であるとの御意見を頂戴したところであります。

また、市民が身近にスポーツをする場所として、市のスポーツ施設がございますが、その大半は老朽化しておりますので、今後、一関市公共施設等総合管理計画に基づきました施設総量の見直しや適正配置などを検討していく必要がございます。

次に、第3章、基本理念と基本目標を御覧ください。

基本理念は、誰もが自分らしくスポーツに親しみ、健康でいきいきとした生活を享受としております。

これについては、市民一人一人が、自分に合ったスポーツを日常生活に取り入れることが健康で充実した毎日を送ることにつながり、その結果、活力あるまちづくりにも結びつくものでありますので、この理念としたところでございます。

基本目標については、4つ掲げております。

スポーツをする市民の拡大、スポーツをみる市民の拡大、スポーツをささえる市民の拡大、スポーツでつながる機会の拡大でございます。

スポーツは、する以外にも、みる、ささえるといった関わり方がございまして、国においても、スポーツは、誰もが自由に体を動かし、自由に観戦し、楽しめるものとして、する、みる、ささえるを通じて、全ての国民が心身ともに健康で豊かに生活できる社会の実現を目指し取り組んで、国でも施策に取り組んでいるところであります。

4つ目のスポーツでつながるは、スポーツを通じた交流促進により、まちづくり・地域活性化を図るものであります。

次に、右上の4の第4章、目標達成に向けた施策を御覧いただきたいと思います。

基本目標ごとに、それぞれ基本施策を定めております。

スポーツをする市民の拡大では、重点施策の子どものスポーツ活動機会の充実をはじめ、5つの施策としています。

右の主な取組でございしますが、継続掲載というのは、現行計画に掲載されており、本計画においても、継続して取り組むものでありまして、新規掲載とありますのは、新たに本計画に盛り込む取組であり、部活動の地域展開の推進、スポーツ実施の啓発、シニア全国大会出場応援、インクルーシブスポーツの普及啓発、外国人市民などのスポーツ活動の支援、eスポーツの活用となっております。

スポーツをみる市民の拡大では、重点施策のスポーツ観戦機会の充実をはじめ、3つの施策としています。

新規掲載の取組は、パブリックビューイングの実施であります。

スポーツをささえる市民の拡大では、重点施策のスポーツ推進基盤の強化をはじめ、4つの施策としています。

新規掲載の取組としては、部活動の地域展開の推進、再掲であります。

新規スポーツ推進委員の確保・養成、ネーミングライツの実施、スポーツ大会への企業協賛、民間スポーツクラブの資源の活用です。

スポーツでつながる機会の拡大では、重点施策のスポーツを通じた交流人口の拡大をはじめ、3つの施策としています。

新規掲載の取組では、外国人市民などとのスポーツ交流の支援であります。

続いて、第5章、計画の推進を御覧ください。

計画の評価指標については、5項目、設定してございます。

1つ目は、全国規模の大会への出場者数、2つ目は、日常的に（週に数回程度以上）であります、スポーツを実施している市民の割合、3つ目は、日常的にスポーツをみている市民の割合、4つ目は、日常的にスポーツをささえている市民の割合、5つ目はスポーツを通じてつながる機会の件数であります。

これらを目指値達成に向けて事業を進めていくわけですが、それぞれの目標達成に向けまして、市と関係団体等が連携・協働し、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行いまして、また一関市スポーツ推進審議会において、計画の進捗状況や施策の効果を検証・評価し、必要であれば改善を行いながら計画を着実に推進してまいります。

委員長： 当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

それでは、質疑のある方、お願いします。

小野寺委員。

小野寺委員：体育協会がスポーツ協会に名称変更しましたね。

地区の、地区体協というような表現になって、その辺の統一性というのは図る考えなのか、それとも、それぞれの地区の自主性というか、に任せているというか、捉え方でいいのか、その辺、どのように考えているのか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：今の御質問であります、昨年6月に、一関市体育協会は、一関市スポーツ協会と名称を改めましたが、今のところ、各地区に、地区体育協会、各行政区といえますか、その自治会ごとに地区体育協会がありますが、その名称変更は、各地区に委ねられておまして、今のところ、特に名称を変えるような動きは聞いておりませんが、いずれ、その地元の意向というようなこととなります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：市のスポーツ施設の現状というようなことで、推進計画案の中には示されておりますが、見ると、何というか、市民センターに隣接している体育館とかはないのですね。

何て言うのだろうね、あと純粋に民間でやっている施設もないですよ、スイミングスクール、プールとかね。

多分、市の施設だけしか載ってなくて、スポーツ振興推進計画というのは、もっと広い視野のお話だと思うのです。

当然、部活の地域移行というようなことも含めて、非常に民間の取組も含めて、どうスポーツ振興を図っていくかというようなことが、非常にこれから大切になってくる要素ではないかなと、私は思います。

ちょっとそこら辺の施設の確認と、それからそれを使った、何ていうか、推進策というような部分では、あまりにも行政施設に特化したような書きっぷりにならざるを得ないのだから、なっているようにも感じる場所があります。

実際は、そうではないと思うのですがけれども、もっと広範な施設とか人材とか、取組も含めてのスポーツ推進計画になるかなと思っておりますけれども、ちょっとそこら辺のその民間の、何ていうかね、取込み方というような部分で、何かこの中では、どのような位置づけになっているのでしょうか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：まず、概要版で申し上げますと、第4章の目標達成に向けた施策のスポーツをささえる市民の拡大、基本施策の(4)番に民間企業との連携というような項目がございまして、本日、スポーツ推進計画の本体版といいますか、こちらもお示しをしている

と思うのですが、36から37ページになるのですけれども、民間企業との連携というような、一応、施策を掲げておりました、その中で、民間企業との関わりといたしましては、ネーミングライトの実施であるとか、スポーツ大会の企業協賛であるとか、3番目といたしまして、民間スポーツクラブの資源の活用というような取組も入れております。

これにつきましては、今の猪股委員がおっしゃったとおり、市内にはスイミングクラブであるとか、あとは最近ですと、フィットネスクラブが、結構、多く出てきております。

それで、民間が有するそういった設備であるとか人材とかノウハウを、民間企業と連携いたしまして、その辺も活用できないかというようなところで、次期計画には、取組の概要として盛り込んでいるところであります。

委員長：猪股晃委員。

猪股委員：もうちょっと何というか、であれば、今のそういう施設がどのようになっているかとかということ、そこに通っている子どもたちとか人たちが何人いるかというようなこととかも含めて、現状把握をした中で、民間のやつも含めて、よりスポーツを多くの方々にやってもらうというような流れがいいのかなと思っていました。

ちょこと係っているのですけれども、ちょっと多分、これから、そういうところに負うところが大きくなっていくのかと、私自身は思っております。

ので、もうちょっとそこら辺のボリュームを、この計画の中で出していいただければなというようなことを思っている意見であります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私からも、意見というか、要望というかなのですけれども、合宿する施設を、やはり呼び込むというか、そういう団体を呼び込む必要があるというところの中の、何て言ったらいいのでしょうか、目標というか、作戦として、食を通じた安全な体づくりの施設というか、を取り入れるというような、食とスポーツを融合したような取組も必要かなと思うので、その辺も含めて、今後の検討にしていいただければいいなと思ってお願いというか、要望です。

委員長：そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、第2期一関市スポーツ推進計画の策定についての調査を終わります。

職員の皆様、お忙しいところ大変ありがとうございます。

職員入替えのため暫時休憩します。

(休憩 13:58~14:00)

委員長 : 再開します。

次に、一関市総合体育館施設改修(特定天井改修)についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長: それでは、3件目の一関市総合体育館施設改修(特定天井改修)について、これから説明をさせていただきます。

資料は、スポーツ振興課長から説明させますが、まず、こちらについては、本年、一関市総合体育館アリーナ部分の天井改修等の工事を計画しております。

これにより、施設を長期間休館する必要があるというようなことであり、計画しているこの改修工事の概要とそれに向けたスケジュール、それから、施設閉鎖が見込まれる期間などをこれから説明をさせていただきます。

それから、なお、現在、行っておりますが、特定天井改修実施設計業務を業者に委託しておりますが、実は、これ、入札、一度、入札したときに入札不調だったことで、着手が遅れております。

今年度完成ではなく、完成が本年5月、繰り越して5月頃を見込んでいますので、現段階で説明のできるのは、全て予定だというようなことで申し添えさせていただきたいと思えます。

それでは、課長から説明させます。

委員長 : 平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長: それでは、私から、資料に沿って説明いたします。

1、特定天井改修の必要性の箇所を御覧ください。

まずは、特定天井とは何かから御説明いたします。

1つ目の丸でございます。

平成23年の東日本大震災におきまして、体育館やホールなどの天井が脱落し、甚大な被害が出ましたことから、国では安全対策を強化するため、建築基準法の一部を改正し、地震時に脱落して重大な危害を生じる恐れのある天井を特定天井と定義づけをしたところであります。

特定天井の定義は、箱枠のとおりでありまして、以下の条件に全て当てはまるものがございます。

吊り天井であること、天井高さが6メートルを超えるもの、床面積200平米を超えるもの、単位面積重量当たりが1平米当たり2キロを超えるもの、人が日常利用する場所でありまして、市総合体育館のアリーナの天井は、特定天井に該当いたします。

2つ目の丸でございます。

一関市総合体育館は、国の新たな天井脱落対策に係る基準を満たしておりませんが、新しい基準が早急適用され、直ちに違反建築物となるものではありません。

当体育館建設の際には、当時の建築基準法の基準を満たしていたものでありますので、当体育館の天井部分は、現行の基準上は既存不適格という扱いとなりまして、早急な改修を義務づけられているものではございません。

ただし、今後、施設の増改築や大規模改修を行う際には、現行の基準に適合した天井とすることが義務づけられます。

3つ目の丸です。

特定天井の脱落対策につきましては、現状で天井脱落の危険性がなければ、現状維持でも法令違反ではありませんが、国では、地震時に避難所となり得る施設や固定した客席を有する施設については、早期の改修を促進しております。

なお、体育館は地震発生時の指定避難所として位置づけられております。

4つ目の丸でございます。

昨今、国内では大きな地震が多発しておりまして、国では地震が発生し、天井脱落の被害があるたびに、特定天井改修を促進する通知を都道府県へ通達しております。

直近では、令和6年に発生いたしました能登半島地震を受け、令和7年3月18日付で、各都道府県に対し、大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策の徹底についてという通知文書を発しています。

5つ目の丸でございます。

当体育館は、本市のスポーツ活動における中核施設といたしまして、年間を通じて多くの利用があり、また、地震発生時の指定避難所としての機能もありますことから、市民、利用者の安全確保のため、現行の建築基準法の基準に適合する天井脱落対策を行う必要があると考えます。

また当体育館は、平成11年3月に完成いたしまして、本年3月をもって築27年を経過することとなり、各種設備の経年劣化も進んでおります。

アリーナ天井内には、消防設備、空調設備、音響設備といった設備が設置されておりまして、これらは、既に更新時期を経過しておりまして、いつ不具合が生じてもおかしくない状況となっております。

参考といたしまして、国におきましては、公立社会体育施設の改修時期の目安として、あくまで目安でございますが、施設建設後、20年から25年目を一つの節目の大規模改修実施時期としており、当体育館もこの時期に当たりますことから、特定天井改修に合わせて、アリーナ照明のLED化や経年劣化した設備の更新も計画をしているところであります。

またアリーナ床面も、天井改修のため設置する足場の重みに耐えられないことから、床の全面改修も必要となるものであります。

2の改修工事に向けたスケジュールと施設閉鎖が見込まれる期間を御覧ください。

今年度予算におきまして、特定天井改修実施設計業務委託を発注しておりますが、先ほど、部長からも説明ありまして、入札不調もありまして、今年度内の完了が困難となっております。本年5月頃まで設計がかかる見込みとなっております。

設計が出来上がりましたらば、市議会6月通常会議へ、当体育館の特定天井改修関連費用の補正予算案を提案できるよう、現在、設計業務を進めているところであります。

市議会6月通常会議で、改修費用の補正予算案の議決をいただきまして、工事発注が

順調に進んだと仮定した場合ですが、本年11月から施設を休館し、休館期間は令和10年5月までの19か月を見込んでいるものであります。

3の施設閉鎖に係る市民及び利用者への周知及び他施設の利用調整についてを御覧ください。

1つ目の丸であります。

本日、総務常任委員会での説明終了後に、施設休館につきましては、記者クラブへプレスリリースを行い、また、市ホームページと指定管理者である一関市スポーツ協会のホームページで休館についてお知らせをいたします。

なお、明日5日の午後6時30分から、市スポーツ協会が毎年度開催しております市総合体育館の施設利用に係る調整会議がありますので、令和8年度中に、当体育館で大会やイベントを計画している各種団体の皆様がいらっしゃいますので、その場で休館についての説明を行います。

続きましては、2つ目と3つ目の丸でございます。

当体育館休館中における各種大会やイベント開催については、主催者の方々に、別会場での開催を検討していただくこととなります。

また日常利用におきまして、日頃、当体育館を利用されている団体の皆様方が、他の体育館へ活動の場を移し、利用が集中する体育館が出てきた場合には、多くの市民の皆さんが公平に利用できるよう、利用回数や1日の利用時間の上限を設けるなど、利用調整を図っていきたいと考えております。

委員長：当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

では、質疑の方、お願いします。

門馬委員。

門馬委員：利用調整の関係なのですが、大きな大会だと、やはり数か月、周知期間があると思うのですが、大体、こんな形ですよというか、その大ざっぱなというか、大まかな説明はしてあるのでしょうか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：まだ、対外的な正式なアナウンス告知は行っておりません。

事前に、スポーツ協会で、利用調整に当たりまして、各団体に紹介いたしまして、予定表を徴収するわけなのですけれども、その段階では、まだ11月からは施設は利用できない見込みであるというようなお知らせをして、今、その利用調整の資料を集めているところであります。

委員長：千葉誠委員。

千葉（誠）委員：今、現時点で、見積りの段階ということなのですが、おおよその金額というの

は、大体どんなぐらいなのかちょっと教えていただきたいのですが。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：今、設計業者から、概算であります、伝えられている金額でございますが、約24億円でございます。

委員長：猪股晃委員。

猪股委員：他の市内体育館の利用の関係なのですけれども、今、公共施設の利用のやつですね、ネットでやるような形になっていまして、この利用回数や1日の利用時間の上限とかとというようなことも含めて、ネットで予約するときに、ここら辺というのが、どのようにこう、何ちゅうか、実際、利用する方々が申込みする場合、まず利用調整ってできるものなのかと、ちょっと不安に感じるところがあるのです。

その辺、イメージできるものがあれば、お知らせいただきたいです。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：今のスポーツ施設の利用につきましては、委員がおっしゃったとおり、公共施設予約システムにより利用の予約申込みをするものでございます。

これにつきましては、一定、管理者権限ですね、市であったり、スポーツ協会であったり、管理権限で少し制限を設けることができますので、今後、具体につきましては、スポーツ協会との協議でありますけれども、一部の利用者の方、団体が集中しないように、うまく均等に施設が活用できるような調整を図っていきたいというように考えております。

委員長：猪股晃委員。

猪股委員：口で言うのはちょっと、説明受けた限りでは、そのとおりなのだろうと思うのですが、実際、市内ではなくて、他の地域にまで多分、及ぶ話だと思うのです。

何ぼ来るか、もう不明な部分があるし、事前に、何て言うかね、代表者、各地域の代表者会議のときに、何かかにかアナウンスしておかないと、今は、分捕り合戦です。

花泉ですら、既に体育館がここにあるのにもかかわらず、分捕り合戦ですよ。

ここが使えなくなった場合に、さらに状況が回してくるといようなことも懸念されます。

直さなくてはねっつうことはそのとおりなのでしょうけれども、なるべく、何ていうかな、そこら辺のあつれきが生まれないような対応を、ぜひ、取っていただきたいと思っておりますので、ここ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

スポーツ振興課長：はい、分かりました。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：設計業務の入札不調で、再度、見直しして、今、業者を決めて、今、その業者で設計業務を行っているという状況なのでしょうけれども、当初、何社して、随契か何かでやったのか、再度入札したのか、その辺の経過についてちょっと教えてほしいです。

委員長　：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：設計金額が高額なものでありましたので、当初は、指名競争入札で行っております。

再度も同じくし、金額が大きいものですので、やはり指名、なかなか随意契約は困難であるというようなところで、指名競争入札をしております。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：要するに何社、指名競争入札で、何社でやってもらったのか。

いずれこの辺の業者ではないでしょうか、それなりの。

差し支えなければ、その業者の。

委員長　：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：最初の入札でありますけれども、市に指名登録されている建設建築関係コンサルタントのうち、12社を指名いたしまして、入札を実施したところでございます。

再度入札も同じ12社でございます。

あとは、実績のある業者を選定したところであります。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：現在、その業者の設計はどうなっていますか。

委員長　：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：現在は、株式会社山下設計東北支社で設計業務を行っております。

委員長　：小野寺委員。

小野寺委員：そうすると、山下設計という業者名でしたので、そもそも今の体育館の設計も山下設計なのか、まだ別の業者なのか、その辺について伺います。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：当初の建築時の設計も山下設計であります。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：現在の業者も山下設計ですか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：はい。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：ちなみに、その業務委託料の金額は幾らなのか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：契約額は6,710万円でございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私から一点確認させてください。

特定天井の定義というところで、条件に全て当てはまるものということで、この5つの条件があるわけですが、定義があるわけですけれども、この改修は、要はこの吊り天井をやめるか、あとは高さを変えるかというような工事になるのかなと思うのですけれども、市が想定しているものとすれば、どこら辺を想定しているのかなということ、もし考えを想定しているのであれば、お願いします。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：簡単に申し上げまして、今の、要は天井が吊っているものでありますので、要はその重さがあります。

それを、天井を軽くするか、もしくは天井をなくするかというような手法があるわけなので、市の総合体育館につきましては、天井裏にスプリンクラーとか、いろいろな設備がありますので、その一番簡単な工事は、その天井を取ってしまうと。

東日本大震災も、学校は、文科省の通達によりまして、全部その天井を取ったようなのです。

それが一番安価な方法なのですが、ただ市の総合体育館につきましては、それを取ってしまいますと、天井のスプリンクラーとか、いろいろな設備がありますことから、天

井は取ることができないと。

その代わりに、天井を幾らかこの強度を上げて軽量化するというような、今、安価な方法で、今、進めているところであります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：そうすると、高さは調整しないということ、もちろんさらに高くなる可能性もあるということになるのでしょうか。

競技によっては高さが求められるものもあったりするので。

委員長：小野寺スポーツ施設係長。

スポーツ施設係長：高さ自体は調整しないのですけれども、今、課長も申し上げましたとおり、天井材を取るのですけれども、その後、その安全性、どうしても天井の中にスプリンクラーですとか、いろいろなものがあるものですから、それが落下して危ないということで、空はできないのですが、そこに、今、業者と行っているのは、膜状の天井材、いわゆる膜天井というようなものが安価で最適ではないかというようなことで、これから、設計の中で最終的には決まるのですけれども、そういったようなお話も受けているところでございました。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：いろいろな手だてをお伺いいたしましたけれども、施設設備的に、施設的に寒くなったりするようなことのないような改修にしていただければ、利用するに最適な施設であるようにしてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：2番のスケジュールのところの、令和8年7月に入札を予定されておりますけれども、入札不調にならない、そのようなことは無理なのかもしれませんが、もし万が一のことがあると、ずっと後ろに下がってしまう、使用者の方にまた迷惑がかかることになるので、お願いしますということしかありませんが、よろしくお願いします。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

質疑をお願いします。

佐藤委員。

佐藤委員：一つだけ確認なのですけれども、この施設は、避難所になっているはずなのですけれ

ども、改修している際、こういう期間中、避難所というのはどのように考えているのか、お聞かせ願います。

副委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：現在、市総合体育館は実はちょっと水害時は、地震、土砂災害時の指定避難所となっております。

ほかに、実は、避難場所というようなところで、狐禅寺市民センターとか、近隣には一関市清掃センターがございます。

こちらも、避難場所というような指定を受けておりまして、失礼しました、地域避難所です。

地域避難所を、そちらの周囲の地域避難所を分散いたしまして、例えば、こちらは、磐井中学校は違いますね、あとはやはりあれですね、狐禅寺市民センター、一関清掃センターといった地域避難所に分散する格好になろうと思います。

副委員長：佐藤委員。

佐藤委員：分かりました。

そうした際に、キャパの問題も当然あるとは思いますが、先ほど来から、各種スポーツ団体には、いろいろアナウンスをしていますよというようなことなのですが、この避難所も、やはり地域の方々にとっては、非常に重要な部分だと思いますので、そこら辺の周知といたしますか、どういうようにお考えなのか。

もし、仮に、まだ多分、地域の方々には、まだ御説明もしてないと思うのですが、今後、どういった形で周知をしていくのか。

副委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：今後、消防本部と調整いたしまして、その辺、あとは地域の方々に周知できるような形で、消防署と協議してまいります。

副委員長：佐藤委員。

佐藤委員：当然、やっていただくのは、当然、信頼はしていますけれども、やはりどういった周知方法になるのかちょっと分かりませんが、徹底して、何回も周知するのが望ましいのかなというように思いますので、例えば、今までのようにホームページだけとか、例えばの話ですけれども、そういったことではなくて、積極的にラジオ放送であったりとか、あとはいろいろな情報誌であったりとか、広報もそうですけれども、そういったのもフルに活用して、徹底した周知をお願いしたいなというように思います。

副委員長：それでは、委員長と交代します。

委員長 : それでは、そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ないようですので、質疑を終わります。

以上で、一関市総合体育館施設改修(特定天井改修)についての調査を終わります。
まちづくり推進部長をはじめ、職員の皆様、お忙しいところ大変ありがとうございました。

職員退出ため、暫時休憩します。

(休憩 14:27~14:29)

委員長 : 再開します。

次に、その他に入ります。

今回の委員会の開催について協議いたします。

暫時休憩します。

(休憩 14:30~14:32)

委員長 : 再開します。

今回の総務常任委員会ですが、2月10日、火曜日、午後1時から所管事務調査を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

そのほか、皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかにないようであれば、以上で、本日の委員会を終了いたします。

大変、御苦労さまでございました。

(閉会 午後2時32分)